

介護職員等特定処遇改善加算への取り組みについて

株式会社global life careでは、介護職員の処遇改善への取り組みとして、介護職員処遇改善加算の算定に加え、介護職員等特定処遇改善加算の算定を行っております。

介護職員等特定処遇改善加算の算定に伴い、経験10年以上（または相当する技能・技能の習得者）の介護福祉士のうち、経験・技能のある介護職員の処遇を、役職者を除く全産業平均水準である年収440万円まで引き上げ、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準に設定しております。

介護福祉士においては資格手当を増額するとともに、介護福祉士実務者研修の受講費用を負担するなど、介護福祉士取得に向けて支援する体制を整えております。

また、退職金制度の創設や定年年齢の引き上げ（60歳→70歳）など、経験・技能を積んだ介護職員が、安心して長く勤務できる職場環境作りに取り組んでおります。

当社と致しましては、引き続き介護福祉士の処遇を改善するとともに、介護福祉士取得者の増加や経験・技能の習得にむけた研修プログラムの充実を図り、質の高い介護サービスの提供に取り組んで参ります。

算定加算：介護職員等特定処遇改善加算II

賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
- ・非正規職員から正規職員への転換

本内容に関するお問い合わせ

株式会社global life care 運営部 TEL:03-6284-1627